

嬉野市監査告示第7号

平成31年3月15日付けで提出された嬉野市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を実施した結果を、次のとおり公表する。

令和元年5月13日

嬉野市監査委員 西川平七

嬉野市監査委員 富永敏文

第1 請求人

省略

第2 請求の趣旨

(1) 平成31年3月15日付け「嬉野市職員措置請求書」(原文のとおり)

第一 請求の趣旨

1 対象となる財務会計上の行為

嬉野市(以下「市」という)が、福岡市の設計会社「株式会社A」(以下「A」という)に対して行った下記の行為は違法かつ不当なものであるので下記の通り監査請求する。

ア 市が平成29年6月26日に平成29年度嬉野温泉駅周辺整備関連事業道の駅基本構想策定業務委託(以下「道の駅基本構想策定業務委託」という)としAと業務委託契約を締結した支出負担行為。

イ 市が平成30年4月2日に道の駅基本構想策定業務委託として488万1600円をAに支出することを決定した支出命令行為。

2 上記対象行為に対する監査請求の内容

ア 上記アを行った●●市長(当時)に対する488万1600円の損害賠償請求。

- イ 上記イを行った●●産業建設部長、●●建設・新幹線課課長、●●建設・新幹線課副課長、●●会計課長、●●財政課長（いずれも当時）に対する連帯債務としての488万1600円の損害賠償請求。
- ウ Aに対する488万1600円の不当利得返還請求。

第二 請求の要旨

(1) 事実の経緯

- ア Aは、本店を（略）に置き、代表取締役を●●氏とし、平成16年3月に設立された株式会社である。
- イ 平成29年6月6日に、建設・新幹線課の●●主任が道の駅基本構想策定業務委託について起案書を作成。同日中に市長まで必要な決済印が押印された【事実証明書①「道の駅基本構想策定業務委託起案書」】。
- ウ ●●市長（当時）が同年6月26日にA・●●代表取締役と単一随意契約で業務委託契約を締結した【事実証明書②「道の駅基本構想策定業務委託契約書」】。
- エ 市は平成30年4月2日に、Aに488万1600円を支出することを決定した支出命令行為を行い、同年4月19日に支払った【事実証明書③「道の駅基本構想策定業務支出命令書」】。

(2) その行為が違法かつ不当である理由

ア 単一随意契約は違法

道の駅基本構想は、2022年度内の開業を予定している九州新幹線「嬉野温泉駅（仮称）」駅前に道の駅を建設するため、国土交通省との協議に用いる資料を作成するのが主目的で【事実証明書①、事実証明書④「2018年9月26日決算特別委員会会議録」、嬉野市長がAに単一随意契約で発注した。

道の駅基本構想策定業務委託の起案書では「平成26・27年度の嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会運營業務、平成28年度の嬉野温泉駅周辺まちづくり・コーディネート業務委託履行者である株式会社A以外の履行は困難である。」としている。しかし、同業務に関する情報は公開されており、同社でなければ請け負えない特殊性を有していない【事実証明書⑤「嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会資料・提言書」市ホームページに掲載】。

従って、「50万円以上の業務委託は競争入札によらなければならない」と

する嬉野市財務規則第 100 条 1 項(6)、「随意契約をしようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」とする同規則第 102 条に反しており違法。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」には該当しておらず、単一随意契約は、地方自治法第 234 条 1 項 2 項に反し違法である。

イ 内容が予算に見合わず違法

道の駅基本構想は表紙を含め 127 ページ中、約 9 割の 109 ページが資料集であり、本体である 18 ページも A が以前請け負った嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会資料からの流用が目立つ【事実証明書⑤】。

平成 30 年 2 月 5 日に嬉野市役所嬉野庁舎で、A ●●社長、●●氏（嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会の提言書作成者）、B の●●代表、建設・新幹線課の●●副課長（当時）らが協議【事実証明書⑥「嬉野庁舎での関係者打ち合わせ】。そこでは「道の駅としての認定、国と協議／条件かなり厳しい（そこになぜそれが必要か、数字等具体的に）／なぜ道の駅が必要か、具体的な経営計画／こちらは新幹線の駅と道の駅がセットになっているのは面白いという発想／駐車場とトイレだけでも国につくってほしいが…」とある。作成された資料には具体性がないため、道の駅の必要性を訴えることは不可能。国土交通省と協議するのに国交省が公開している資料集 109 ページを添付する必要は全くなく、オリジナルな内容があまりにも乏しい。

そもそも、国交省との協議資料に 488 万 1600 円もかける必要があるのか。あり得ない。さらに、嬉野市は道の駅について国交省とやり取りをしていないと回答しており【事実証明書⑦「公文書不存在による非公開決定通知書】、策定された資料は役に立っていない。地方自治法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に反しており、違法である。

(3) その結果、嬉野市に生じている損害

道の駅基本構想策定業務の全額 488 万 1600 円。

第 3 請求の受理

本件請求については、平成31年3月15日に受け付け、要件審査した結果、法第242条に規定する要件を具備していると判断し、平成31年4月4日付で受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求書、事実証明書及び陳述の内容から、市と株式会社Aが締結した平成29年度嬉野温泉駅周辺整備関連事業道の駅基本構想策定業務委託契約について、財務会計上の違法又は不当な契約の締結、公金の支出に該当するかどうかを監査対象とした。

2 監査対象部局

監査対象部局は、総合戦略推進部 新幹線・まちづくり課（当時 産業建設部 建設・新幹線課）である。

3 証拠の提出及び陳述機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成31年4月16日に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人及び代理人は陳述を行った。

4 関係人の調査

監査に当たり、新幹線・まちづくり課を対象として関係書類を調査したほか、法第199条第8項の規定に基づき、関係人として産業振興部長（当時 産業建設部長）、建設部長（当時 建設・新幹線課長）ほか関係職員から事情聴取を行った。

第5 監査の結果

1 事実の確認

本件請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された事実証明資料並びに関係人の調査及び提出された資料に基づき、次のように事実を確認した。

（1）契約の位置付け

新幹線嬉野温泉駅周辺のまちづくりについては、平成27年度に「嬉野温泉

駅周辺まちづくり委員会」による提言が行われている。

市は、駅周辺のまちづくりの具現化に当たって、この提言に盛り込まれた施設の一部を国道34号の「道の駅」として整備することを検討している。

本業務では、道の駅の整備を実現するに当たり関係機関との協議に必要な基本資料として、道の駅に関する基本構想案を作成するための契約である。

(2) 契約締結に至る経過

① 委託業務に係る予算措置

本業務に係る予算については、当初予算資料である「平成29年度嬉野市予算に関する説明書」に明示され、平成29年第1回嬉野市議会定例会において予算議案を可決されており、議会の手続を経たものである。

② 委託契約の委託料の算定

委託料の算定に当たっては、建設・新幹線課（当時）の担当者が設計した委託設計書に基づいて算定している。

③ 契約締結方法

地方公共団体が行う契約の方法は法第234条第1項に規定されており、随意契約は同条第2項に基づき、法施行令第167条の2第1項各号に該当するときに限り締結することができる」と規定されている。本業務は、法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当するものとしての随意契約であり、嬉野市財務規則第102条第1項第4号「契約の目的又は性質により、契約の相手が特定されるとき。」にも該当するとして単一随意契約がなされている。

④ 委託先業者の選定

本業務に密接な関わりがあるとして、平成26年度及び平成27年度の嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会運営業務委託、平成28年度の嬉野温泉駅周辺まちづくり・コーディネート業務委託の履行者であった株式会社Aを選定している。

⑤ 契約の履行及び支出の手続

市は、契約の相手方、契約金額、契約方法及び根拠法令、予算措置等を示した上で、平成29年6月26日付けで、平成29年度嬉野温泉駅周辺整備関連事業道の駅基本構想策定委託契約を締結している。

契約の内容は以下のとおりである。

ア 契約期間

平成29年6月26日から平成30年3月16日まで

イ 契約金額

4,881,600円

ウ 契約方法

単一随意契約（根拠法令：法施行令第167条の2第1項第6号、嬉野市財務規則102条第1項第4号）

エ 委託料の請求及び支払

株式会社Aは市の定める所定の手続により委託料を請求するものとし、市は株式会社Aの請求を受けた日から30日以内に支払う。

(3) 成果品

道の駅基本構想案の報告書類一式

2 監査の結果

(1) 結論

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求に係る契約の締結及び公金の支出については、違法又は不当であるとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。よって、本件請求を棄却する。

(2) 監査委員の判断

請求人が違法又は不当と主張する事由について、以下のとおり個別に検証し判断を行った。

① 単一随意契約は違法であるとする事について

嬉野市は、「嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会」による提言に基づき、新幹線嬉野温泉駅周辺のまちづくりを進めるに当たって、施設の一部を国道3

4号の「道の駅」として整備することを検討している。

本業務の目的は、駅周辺のまちづくりの具現化として「道の駅」の整備を実現するための国や県など関係機関との協議の際に、必要となる基本資料等として、道の駅に関する基本構想案を作成することである。この業務の目的を達成するためには、嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会の提言を熟知し、この提言に基づく駅周辺のまちづくりに関しノウハウを持つ業者の選定が必要である。株式会社Aは、平成26年度及び平成27年度嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会運営業務委託、平成28年度嬉野温泉駅周辺まちづくり・コーディネート業務委託の履行者であり、本業務に密接な関わりがあると認められる。

したがって、これまでの業務で得た知識・経験等を活かすためには株式会社A以外との契約の可能性を否定できない競争入札に付することは不利と認め、法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約としたことは違法な契約の締結には当たらないと判断した。また、契約の相手が特定されているため、嬉野市財務規則第102条第1項第4号に該当し、単一の業者から見積書を徴することは認められる。

② 内容が予算に見合わず違法であるとする事について

本業務は、既述したとおり「嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会」による提言に基づき、駅周辺のまちづくりの具現化として「道の駅」の整備を実現するための国や県など関係機関との協議の際に、必要となる基本資料等として道の駅に関する基本構想案を作成することである。そのため「嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会」の提言書から一部引用したり、すでに道の駅に関する基本構想（計画）を策定している自治体を参照することは十分考えられる。これらを踏まえて、導入機能や施設配置等を検証した上で、本市における道の駅の基本構想が作成されており、また、その成果品に基づき関係機関とも協議中であることから、業務内容を満たしていると判断した。

請求人の主張は、内容が予算に見合わず違法ということであるが、成果品自体の評価・妥当性については、客観的な基準等が存在しないため判断が難しく、契約金額については、設計書より積算された予定価格を超えるものではないため、違法とする根拠は見当たらなかった。